

古紙持ち去り行為撲滅対策にかかる覚書の締結について

1 経緯

平成12年度以降、都内全域で行政による古紙回収が本格化し、回収量が飛躍的に増加した。一方で古紙の持ち去り被害は増加し、その行為も組織的かつ巧妙になってきた。

このような背景から各区は、資源の持ち去り行為をなくすため、罰則付きの条例の制定や巡回パトロール等による対策の強化に乗り出し、本区でも平成20年3月に条例を改正して資源持ち去り行為の禁止を盛り込み、資源持ち去り行為の撲滅に取り組んできている。

関東製紙原料直納商工組合（以下「関東商組」という。）は、「持ち去り古紙を買う間屋がある」との指摘を受けたことから、平成24年11月に「持ち去り古紙の流通（古紙ロンダリング）防止決議」を行い、その対策の一環としてGPSによる追跡調査を決定し、一部の市区町村と連携して取り組みを進めているところである。

古紙持ち去り行為は、目黒区民がリサイクルに取り組んでいる行為に対する意欲を削ぐ行為であるとともに、行政への信用にかかわる問題である。このことから、紙業団体と連携して古紙持ち去り問題根絶に向けた取り組みを積極的に進めていくため、このたび紙業団体三者と覚書を締結した。

2 覚書締結の主体

特別区(各区長)、関東商組、日本製紙連合会（以下「製紙連合会」という。）、東京都資源回収事業協同組合（以下「東資協」という。）の四者で覚書を締結をした。

3 覚書の締結日

平成26年12月25日

4 覚書の概要

(1) 関東商組の役割

- ア 古紙持ち去り行為者の追跡調査用GPS端末器を目黒区へ無償貸与する。
- イ 持ち去り古紙買い入れ事業者をヒアリング、警告、公表する。
- ウ 古紙持ち去り車両等の出入りを一切拒否する。
- エ 組合員が古紙の持ち去り行為をしたときは、誓約書の提出、経過観察、除名処分等を行う。

(2) 製紙連合会の役割

- ア 持ち去り古紙は取り扱わない。
- イ 古紙問屋に対し、持ち去り古紙を扱わない旨の誓約書の提出を求める。

(3) 東資協の役割

ア 組合員に、古紙持ち去り根絶宣言車識別ステッカーの表示を周知し、ステッカー表示を推進する。

イ 組合員による古紙買い入れを拒否し、拒否違反業者への警告、誓約書の提出、組合からの除名を行う。

(4) 目黒区の役割

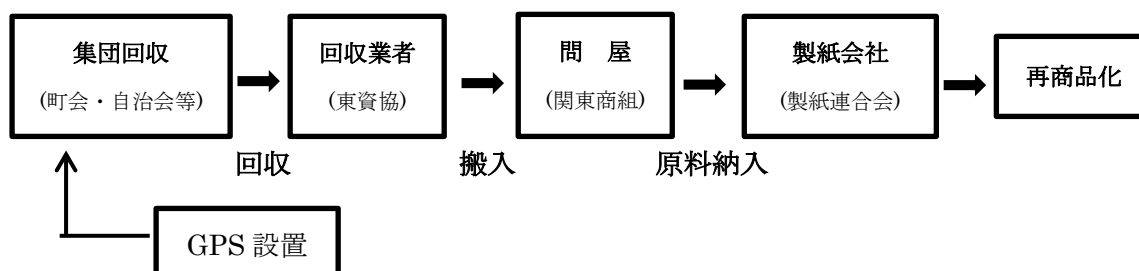
ア 目黒区は、関東商組、製紙連合会、東資協と連携し、古紙持ち去り行為の根絶に向け取り組む。

イ GPS 端末器貸与申請書を関東商組に提出し、GPS 端末器の貸与を受けることができる。

ウ GPS 端末器を設置した古紙の持ち去り行為を現認し、関東商組に報告する。

エ 必要に応じて、持ち去り古紙買い入れ業者へのヒアリング及び買い取り拒否の依頼をすることができる。

(5) 各団体の関連図



5 財政負担

ア 目黒区の財政負担は生じない。

イ GPS 端末器及びその他追跡調査にかかる機器類は全て関東商組の負担とする。また、追跡調査中のGPS 端末器の破損、紛失についても目黒区は責任を負わない。

6 覚書締結後の取組み

目黒区では、古紙の持ち去り対策として早朝に巡回パトロールを実施してきている。この取り組みに一定の成果があることから継続して取り組む。

また、GPS 端末器による古紙持ち去り防止への取り組みは、古紙の持ち去りの発生地域、職員体制、自主回収団体の協力体制を勘案して、設置場所及び回数を決定する。

なお、設置時期、場所及び取組み回数は、古紙持ち去り対策のため非公開とする。